

市民向け

介護保険住宅改修申請について

(令和4年4月改定)

令和4年4月

半田市高齢介護課

お問い合わせ先

半田市福祉部高齢介護課

電話：0569-84-0649 (直通)

FAX：0569-25-2062

E-mail: kaigo@city.handa.lg.jp

住宅改修費について

介護保険サービスにおける住宅改修とは、要介護認定者が、転倒を防いだり自立しやすい生活環境を整えるための小規模な工事をいいます。

現在の住まいを安全で暮らしやすいものにするために、住宅改修にかかる費用の支給を次のとおり行っています。

対象者	介護保険要介護認定者 ※要支援 1・2、要介護 1～5と認定された方
支給金額	支給限度額 20 万円（限度額を超えなければ複数回申請可） ※限度額のうち、1 割、2 割又は 3 割分は自己負担となります。
支給方法	償還払いと受領委任払いの 2 種類の支給方法があります。 償還払い：住宅改修費用の全額を利用者から施工業者に支払い、その後の申請により保険給付額分（9 割、8 割又は 7 割分）を介護保険制度（半田市）から支給を受ける方法です。 受領委任払い：住宅改修費用の自己負担額分（1 割、2 割又は 3 割分）を利用者から施工業者に支払い、残りの保険給付額分を介護保険制度（半田市）からの受領に関する委任を受けた施工業者に支払う方法です。 半田市に登録のある施工業者のみで利用することができます。
対象工事 （詳細は「P3」を 参照ください）	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりの取り付け ●段差の解消（通路等の傾斜の解消も含む） ●すべりの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ●引き戸等への扉の取替え、扉の撤去 ●洋式便器等への便器の取替え ●その他、上記各工事に付帯して必要な工事 <p>取り付けに際し工事を伴わないもの、取り外しのできるものは対象となりません。</p>
手続きの流れ （※）については 次ページを参照く ださい。	<ol style="list-style-type: none"> ① 担当のケアマネジャー（※ 1）に相談（※ 2） ② 施工業者の決定（※ 3） ③ 改修内容の決定（※ 4） ④ <u>高齢介護課に住宅改修の事前申請の提出（※ 5）（※ 6）</u> ⑤ <u>申請者及び施工業者に工事着工許可書を送付</u> ⑥ <u>工事着工（高齢介護課の着工許可が必要）</u> ⑦ 工事費用の支払い ⑧ 住宅改修費支給申請（※ 7） ⑨ 高齢介護課申請受付、審査後各支払方法に応じ住宅改修費を支給

※ 1) 現在、介護サービスの利用がなく、ケアマネジャーが決定していない場合は、半田市包括支援センターまたは居宅介護支援事業所に連絡し相談してください。連絡先等が不明な場合は高齢介護課にお問い合わせください。

※住宅改修以外にサービス利用の予定がない場合は、必ずしもケアマネジャーとの契約を行う必要はありません。

※ 2) 改修前には様々な確認項目があります。

・現在、在宅であること（病院に入院または施設に入所している場合は、住宅改修の対象とならない場合がありますので高齢介護課にご相談ください）。

・住宅改修を行う場所は、介護保険被保険者証へ記載の住所であること（同じ敷地内でも番地等が異なる場合や、住所地でも生活実態がない場合は住宅改修の対象となりません）。

・住宅改修を行う場所が本人及び家族の所有であること。

※借家等の場合は、所有者の承諾が必要となります。また、市営・県営住宅の場合は、工事の承諾が出るまでに多少時間がかかります。

市営住宅の承諾 ⇒ 市役所建築課窓口申請

県営住宅の承諾 ⇒ 県営住宅管理人に相談

※ 3) 施工業者の指定は特にありませんが、受領委任払いでの支払方法を希望する場合は施工業者が半田市で受領委任払いの登録を行っている必要があります。なお、家族で住宅改修工事を行う場合については、材料費のみが支給の対象となります。

※ 4) 住宅改修費の支給については、身体の状況等により日常生活の中で必要とみなされる工事が対象となります。このため利用者が希望する全ての工事が対象となるとは限りません。

※ 5) 住宅改修費事前申請及び支給申請は、利用者、利用者の家族、ケアマネジャー、施工業者のどなたでも申請可能です。必ず着工前に高齢介護課に申請してください。事前申請を行わず工事を行った場合は住宅改修費の支給を受けることができません。

※ 6) 事前申請時の必要書類（工事前）

・支給申請書

・見積書（利用者本人の住所・氏名、見積業者、費用内訳のあるもの）

・住宅改修を行う住宅の平面図

・改修箇所の工事前写真（撮影年月日、改修箇所の全体がわかるもの）

・住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャーにて作成）

・同意書（利用者が新規要介護認定申請中・区分変更申請中及び入院中・入所中の場合は必要となります。）

※ 7) 住宅改修費支給申請時の必要書類（工事完了後）

- ・支給申請書
- ・領収書（利用者本人宛名）
- ・改修後写真（撮影年月日、改修箇所の全体がわかるもの）
- ・工事内訳書（事前申請で提出した見積書から資材や金額に変更がある場合のみ）

対象工事

●手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、門周辺等に転倒予防又は移動のために設置するものです。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

※取付けに際し工事を伴わないもの及び取り外しのできるものは対象外となります。

※ペーパーホルダー等、他の用途が一体型になった手すり等については、手すり以外の用途の部分は住宅改修の対象となりません。

●段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、浴槽、玄関、門周辺等の段差の解消及び通路等の傾斜の解消をするためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、浴槽の取替え等があります。

※取付けに際し工事を伴わない「スロープ」又は「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は対象となりません。

※昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事も対象となりません。

【スロープ基準幅】

回転を伴う部分がある場合基準幅は 1. 2 m、転落防止ガイドの高さの基準： 0. 1 m

・歩行用（杖等使用、介助なし）： 0. 8 m

・歩行用（杖等使用、介助あり）： 1. 2 m

・歩行器、シルバーカー、車いす用： 0. 9 m

・セニアカー： 1. 2 m（回転を伴う部分がある場合は、基準幅は応相談）

●滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等があります。

※取付けに際し工事を伴わないもの及び取り外しのできるものは対象となりません。

●引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

※引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の費用は対象となりません。

●洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合であり、次の(1)～(4)の「腰掛便器」の設置は対象となりません。

- (1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- (2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- (3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能のもの
- (4)便座・バケツ等からなり、移動可能である便器

また、和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは差し支えありませんが、既に洋式便器である場合はこれらの機能等の付加は対象となりません。

さらに、非水洗和式（くみとり式）便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は水洗化又は簡易水洗化の部分は対象となりません。

●その他：住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ・扉の取替えに伴うスイッチの移設
- ・段差解消に伴う扉下の継ぎ足し
- ・手すりの取付けのための壁の下地補強
- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事 ※水洗化又は簡易水洗化の部分は対象となりません。
- ・スロープ設置に伴い付帯工事として設置する転落防止柵

住宅改修費支給（償還払い・受領委任払い）について

支給については、毎月20日（土日祝日の場合は前営業日）を締切日とし、審査終了後に申請者本人及び受領委任払いの事業者へ「介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書」を翌月上旬発送いたします。

住宅改修費については、支給決定通知書が届いた月の18日（土日祝日は翌営業日）に指定の口座に振込みます。